

議案第8号

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月26日提出

朝来市長 多次 勝 昭

提案理由要旨

消防団員に支給する手当の名称及び支給基準を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例（平成17年朝来市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（手当）

第13条 団員が職務に従事するときは、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める手当を支給する。

(1) 訓練及び災害が発生するおそれがある場合の警戒活動 訓練・警戒出動手当

(2) 災害が発生した場合の防御及び捜索活動 災害・捜索出動手当

2 前項の規定により支給する手当及び手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 訓練・警戒出動手当 1回につき1,500円

(2) 災害・捜索出動手当 1回につき1,500円。ただし、職務に従事した時間が8時間を超えた場合は、800円を加算し、以後4時間を超えるごとに800円を加算する。

3 第1項第2号に掲げる職務に従事した場合において、当該職務が重大な災害によるものと市長が認めるときは、前項第2号の手当の額に3,000円を加算する。

4 手当の支給方法については、前条第2項の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例第13条の規定は、この条例の施行の日以後に従事した職務に係る手当について適用し、同日前に従事した職務に係る手当については、なお従前の例による。

議案第 8 号資料

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(訓練手当、出動手当等)</p> <p><u>第 13 条 団員の品位の陶冶及び実施に役立つ技能の練磨のために団長が招集し、又は命じた定期的訓練に参加した団員には訓練手当を、水火災の防御の任務にあたるため団長が招集し、又は命じて出動させた団員には出動手当をそれぞれ支給する。</u></p> <p><u>2 訓練手当の額は、訓練 1 回について 1,500 円とする。</u></p> <p><u>3 出動手当の額は、出動 1 回について 1,500 円とする。ただし、当該出動が重大な災害によるものと市長が認めた場合には、特別災害手当として、出動 1 回につき 3,000 円を加算する。</u></p> <p><u>4 訓練手当、出動手当の支給方法については、第 12 条第 2 項の規定を準用する。</u></p>	<p>(手当)</p> <p><u>第 13 条 団員が職務に従事するときは、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める手当を支給する。</u></p> <p>(1) <u>訓練及び災害が発生するおそれがある場合の警戒活動 訓練・警戒出動手当</u></p> <p>(2) <u>災害が発生した場合の防御及び捜索活動 災害・捜索出動手当</u></p> <p><u>2 前項の規定により支給する手当及び手当の額は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>訓練・警戒出動手当 1 回につき 1,500 円</u></p> <p>(2) <u>災害・捜索出動手当 1 回につき 1,500 円。ただし、職務に従事した時間が 8 時間を超えた場合は、800 円を加算し、以後 4 時間を超えるごとに 800 円を加算する。</u></p> <p><u>3 第 1 項第 2 号に掲げる職務に従事した場合において、当該職務が重大な災害によるものと市長が認めるときは、前項第 2 号の手当の額に 3,000 円を加算する。</u></p> <p><u>4 手当の支給方法については、前条第 2 項の規定を準用する。</u></p>